

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 12 月 8 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第1700074号

厚生局事案番号：関東信越（千葉）（国）第1700021号

第1 結論

平成3年*月から平成5年3月までの請求期間、平成6年4月から平成9年9月までの請求期間、平成10年4月から同年8月までの請求期間及び同年12月から平成11年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和46年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：
① 平成3年*月から平成5年3月まで
② 平成6年4月から平成9年9月まで
③ 平成10年4月から同年8月まで
④ 平成10年12月から平成11年7月まで

私は、平成3年*月（20歳）頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間を含め国民年金の加入時から平成14年までの国民年金保険料については、私が海外留学で日本を離れる時期もあったが、母が、忙しい仕事の合間に金融機関又は郵便局の窓口か金融機関の集金人かに代理で納付していたはずなので、請求期間の保険料が未納とされていることに納得できない。調査の上、請求期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成3年*月（20歳）頃にA市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成6年3月16日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者の資格取得に係る処理日（平成6年4月19日）から、請求者の国民年金の加入手続は、同市において、初めて同年4月頃に行われ、その際、強制加入被保険者として20歳到達時に遡って被保険者資格を取得したことが推認されることから、請求者が主張する国民年金の加入手続の時期と符合しない。

また、請求期間①から④までの国民年金保険料納付について、請求者は直接関与しておらず、その保険料を納付していたとする請求者の母は、納付場所として複数の金融機関を挙げているが、昔のことなので、いつどこの金融機関にいくら納付していたか覚えていないと回答及び陳

述しており、納付した金融機関、郵便局及び集金人を特定することができないなど具体的なことを記憶していないことから、請求期間①から④までの保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求期間①の一部（平成3年*月から平成4年2月まで）は、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成6年4月の時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求期間②、③及び④については、上記のとおり平成6年4月19日に国民年金被保険者の資格取得の処理が行われているところ、オンライン記録において、未納記録となっていることが確認できるが、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したものの、請求者に別な記号番号は見当たらない上、平成9年1月以降の請求期間については、基礎年金番号が導入、年金記録の事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低い。

このほか、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から④までについて、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。